

(写)  
31 西監第 169 号  
令和 2 年 2 月 25 日

西東京市議会議長 田中 のりあき 殿  
西東京市長 丸山 浩一 殿

西東京市監査委員 櫻井 勉

西東京市監査委員 橋本 勇

西東京市監査委員 小幡 勝己

令和元年度財政援助団体監査の結果について（報告）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定に基づき財政援助団体監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を別紙のとおり提出します。

なお、この監査結果に基づき、又はこの監査結果を参考として措置を講じたときは、同条第 12 項の規定により、通知願います。

# 財政援助団体監査報告書

## 第1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく監査

## 第2 監査の対象団体及び所管課

- 1 補助金交付団体 公益社団法人西東京市シルバー人材センター  
（以下「シルバー」という。）
- 2 所 管 課 健康福祉部地域共生課（令和2年2月1日の組織改正に伴い、生活福祉課から現名称に変更）

## 第3 監査の範囲

シルバーへ交付した平成30年度の補助金に係る出納その他の事務の執行

## 第4 監査の期間

令和元年8月2日から令和2年2月20日まで

## 第5 監査の基準

全国都市監査委員会の「都市監査基準」（平成27年8月27日施行）に準拠

## 第6 監査の実施内容

シルバーについては、補助金が補助目的に沿って適正かつ効率的に執行され、経理事務等が適切に処理されているか、また、健康福祉部地域共生課については、補助金の交付事務が規則及び要綱に従い適正かつ効率的に実施されているかに主眼を置き、関係諸帳簿、証拠書類の審査、照合、関係者からの説明聴取等、通常実施すべき監査手続により実施した。

## 第7 監査の日程及び実施場所

- 1 実 査 令和元年10月29日 実施場所：西東京市シルバー人材センター
- 2 説明聴取 令和元年11月25日、26日 実施場所：監査委員室
- 3 講 評 令和2年2月5日、10日 実施場所：監査委員室

## 第8 監査の着眼点

- 1 シルバー
  - (1) 事業計画書、予算書及び決算諸表等と補助金交付事務所管課へ提出した補助金の交付申請書、実績報告書等は符合するか。
  - (2) 補助金交付申請書の提出及び補助金の請求、受領は適時に行われているか。
  - (3) 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金が補助対象事業以外に流用されていないか。
  - (4) 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。

- (5) 補助金に係る収支の会計経理は適正か。
- (6) 会計処理上の責任体制は確立されているか。
- (7) 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期は適切か。

## 2 健康福祉部地域共生課

- (1) 補助金の決定は法令等に適合しているか。
- (2) 補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は的確か。また、公益上の必要性は十分か。
- (3) 補助金に関する条件の内容は明確か。
- (4) 補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- (5) 補助金の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。
- (6) 補助金交付団体への指導監督は適切に行われているか。

## 第9 シルバーの概要

### 1 目的

社会参加の意欲ある健康な高齢者に対し、地域社会と連携を保ちながら、その希望、知識及び経験に応じた就業並びに社会奉仕等の活動機会を確保し、生活感の充実及び福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

### 2 設立

平成 13 年 4 月 1 日

(当初は、社団法人西東京市シルバー人材センターとして設立し、平成 23 年 4 月 1 日に公益社団法人へ移行)

### 3 事業内容

- (1) 臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者のための就業の機会確保及び提供
- (2) 高齢者に対し、就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習の実施
- (3) 社会奉仕活動等を通じて、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業
- (4) 上記の目的を達成するための調査研究、相談及び事業の企画運営
- (5) そのほか、シルバーの目的を達成するために必要な事業

### 4 組織 (平成 31 年 3 月 31 日現在)

- (1) 会員 1,194 人
- (2) 役員 会長 1 人、副会長 1 人、常務理事 1 人、理事 15 人、監事 2 人
- (3) 職員 事務局長 1 人 (常務理事を兼任)、次長 2 人、主任 2 人、主事 1 人、嘱託職員 1 人、臨時職員 1 人

### 5 収益・費用の状況

平成 30 年度の経常収益は、575,382,638 円、経常外収益は 0 円であり、経常費用は 575,344,051 円、経常外費用は 2 円である。

## 第10 市との関係

市は、公益社団法人西東京市シルバー人材センター運営費等補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)に基づき、予算の範囲内で補助金を交付している。

なお、平成30年度におけるシルバーに対する運営費等補助金の交付決定額は49,214,000円、確定額は47,606,463円で、1,607,537円が返還されている。

## 第11 監査の結果

この監査において、市がシルバーに対し交付している補助金については、本来の交付目的に沿って執行され、対象となる事業の効果についても確認することができた。しかしながら、一部に改善・検討を要する事項が見受けられたので以下に記述する。

### 1 個別的指摘事項

#### (1) シルバー

ア 補助金交付に係る一連の手続について、交付要綱及び様式を定めているが、提出された交付申請書及び実績報告書を確認したところ、添付された資料では交付申請額、交付決定額、実績報告額、交付確定額が適正であるか判然とせず、内容が不備な点も見受けられたため、関係資料の提出を求め検証したところ、補助金の交付申請額及び執行額自体には不適正な点がないことを確認した。そのほか、会計経理及び契約事務において、事務処理誤りが見受けられた。

補助金交付に係る一連の手続において、交付申請書及び実績報告書は、補助金の交付額を決定及び確定するための重要なものであることから、必要書類及び記載内容等について市と調整を行い、適正な交付申請及び実績報告を行われたい。

イ 経理状況報告について、交付要綱では、シルバーは補助金交付対象事業に係る毎月の経理状況を翌月末までに報告することを定めているが、提出された補助金執行状況調書(経理状況報告)は、補助金交付対象事業に係る経理状況が不明確であった。

同調書は、実績報告書の審査、補助金交付額の確定の根拠となる調書であることから、調書の内容、必要書類については市と調整を行い、補助金の経理状況を把握できる調書を作成されたい。

#### (2) 健康福祉部地域共生課

ア 交付要綱について、シルバーの要綱が新規則に改正され、従前の用語の改正がなされているにもかかわらず、それに対応した交付要綱の用語の改正が行われていなかった。

交付要綱については、シルバーと連絡、調整を行い、内容を精査の上、改正を行うべきである。

イ 補助金交付に係る一連の手続について、交付要綱では、交付申請のあった補助金交付対象事業及び同事業に要する経費を適当と認めるときは補助金

の交付を決定すること、補助金交付対象事業の実績の報告を受けたときは当該報告の審査及び必要に応じて行う調査等により交付すべき補助金の額を確定することを定めている。

しかし、提出された交付申請書及び実績報告書を確認したところ、添付された資料では補助金の交付決定額及び確定額が適正であるかどうか判然としなかった。その原因は、交付申請及び実績報告の様式において必要となる事項及び関係資料等の記載が不備であったことによるものである。そのため、関係資料の提出を求め検証したところ、交付決定額及び確定額自体には不適正な点がないことを確認した。

補助金交付に係る一連の手続において、交付申請書及び実績報告書は、補助金の交付額を決定及び確定するための重要なものであることから、交付要綱及び様式について改めて点検整備するとともに、交付申請書及び実績報告書が提出されたときは、提出書類及びその内容を精査し、必要に応じて関係資料を追加して求めるなど、適正な指導・監督を行うべきである。

ウ 経理状況報告について、交付要綱では、シルバーは補助金交付対象事業に係る毎月の経理状況を翌月末までに報告することを定めているが、提出された補助金執行状況調書（経理状況報告）は、補助金交付対象事業に係る経理状況が不明確であった。

同調書は、実績報告書の審査、補助金交付額の確定の根拠となる調書であることから、調書の内容、必要書類について改めて点検整備するとともに、シルバーには、調書の目的に合った書類が提出されるよう適切な指導・監督を行うべきである。

## 2 意見要望事項

### (1) シルバー

今回の監査では、「個別的指摘事項」で述べたとおり、不適正な点が見受けられた。今後は、これらの事項に留意し、適正な事務処理を行われたい。

市が支出する補助金は、公益上必要がある場合において給付されるものであり、公正かつ有効に使用されなければならない。補助金の交付を受けるシルバーは、補助金の趣旨を踏まえ、補助金交付の所管課である地域共生課と十分に協議し連携を図るとともに、引き続き市民福祉の増進に寄与されたい。

### (2) 健康福祉部地域共生課

今回の監査では、「個別的指摘事項」で述べたとおり、不適正な点が見受けられた。今後は、これらの事項に留意し、適正な事務処理を行われたい。

シルバーから提出された交付申請書及び実績報告書の審査は、それらを証する資料等に基づき行うもので、事務の基本である。しかし、実際の審査は前例踏襲によるもので、様式及び関係資料の不備が見過ごされたまま行われていた。今後は、担当者、審議及び決裁を行う者が補助金の趣旨を再認識の上、必要な手続について総点検を行い、様式及び関係資料を見直すなど、適正な事務を行うべきである。また、申請等の手続に当たっては、シルバーと十分な協議

を行い、適切な指導・監督を行うべきである。

以上の事項は、シルバー及び地域共生課にとどまらず、補助金事務を担当する所管課並びに職員全体で共有され、改善されていくことを望むものである。